

2009年以降に太陽光発電で売電をしているみなさま

# 固定価格での買取期間が、 2019年11月以降 順次、満了します。

## 固定価格買取制度についての大切なお知らせ

2009年に開始された買取制度は、太陽光発電で作られた電力のうち、余剰電力が買取対象となる制度です。10年間の買取期間が設定されており、2019年以降順次、買取期間の満了をむかえることとなります。

### 以降の余剰電力の用途（買取期間満了後の選択肢）

#### ①自家消費

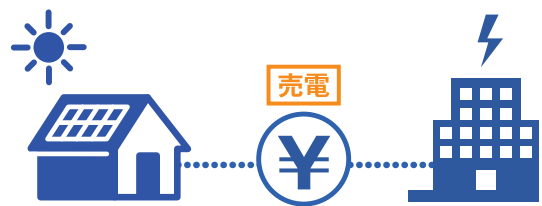
電気自動車や蓄電池・エコキュートなどと  
組み合わせて自家消費



昼間に発電して、電気製品などの電力に使用しつつ、余った電力を蓄電池に貯めることで、夜間に使用することができます。また電気自動車は充電することで、自動車の動力としてだけでなく、家庭の電気製品などの電力として使用することができます。

#### ②相対・自由契約

小売電気事業者などに対し、  
相対・自由契約で余剰電力を売電



従来通り小売電気事業者などと個別に契約し、余剰電力を買い取ってもらうことができます。今後様々な事業者から発表される買取メニューをご確認いただき、買取期間の満了までに、ご自身の希望に合うプランを選択してください。

詳しい情報は裏面へ

